

## <第2部 第2期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開>

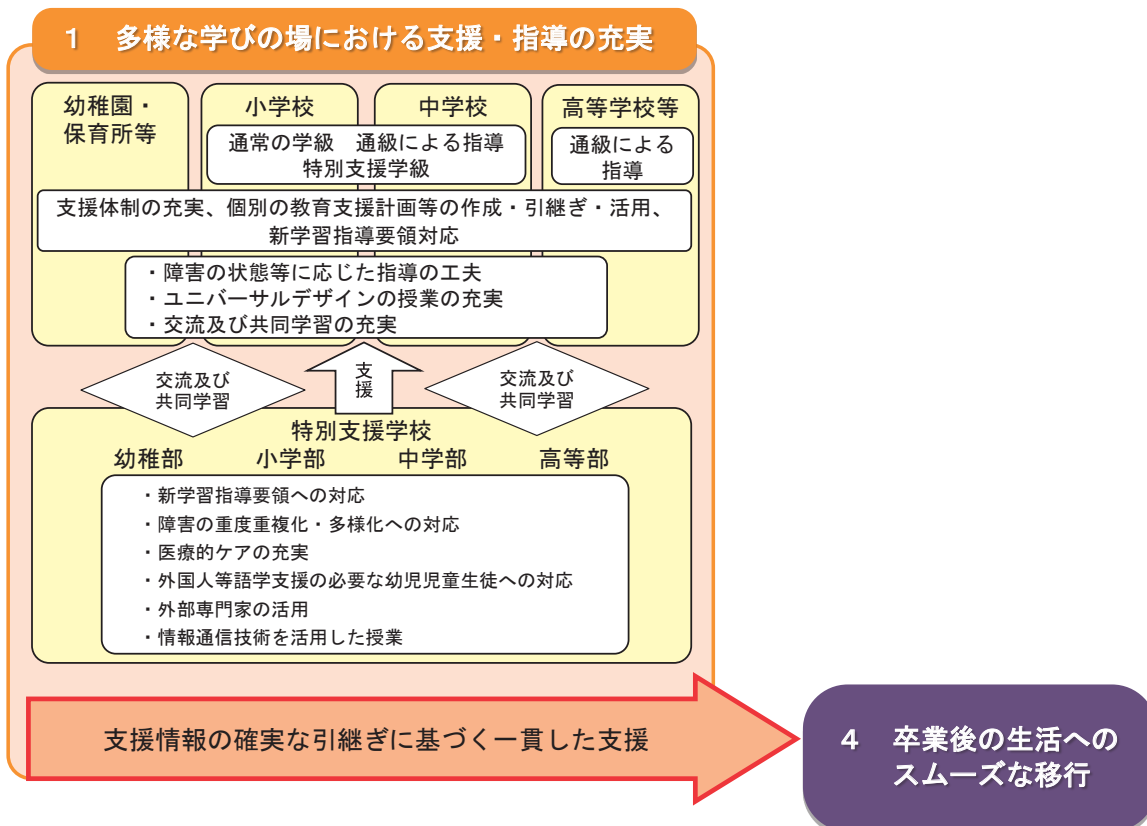
### 第1章 多様な学びの場における支援・指導の充実

#### 1 全ての校種に期待される学びの場としての役割

特別な支援を必要とする子どもたちについては、一人一人の障害の種類・程度等に応じた特別な配慮のもとで、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、通級による指導において適切な教育が行われています。

近年、就学前段階における特別な支援を必要とする幼児・園児、さらに通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応が重要な課題となっています。

特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、どの校種においても適切な支援・指導を受けられるよう、全ての学校（園）が特別支援教育の学びの場としての役割を担うことが期待されています。



## 2 幼稚園・保育所等、小中学校

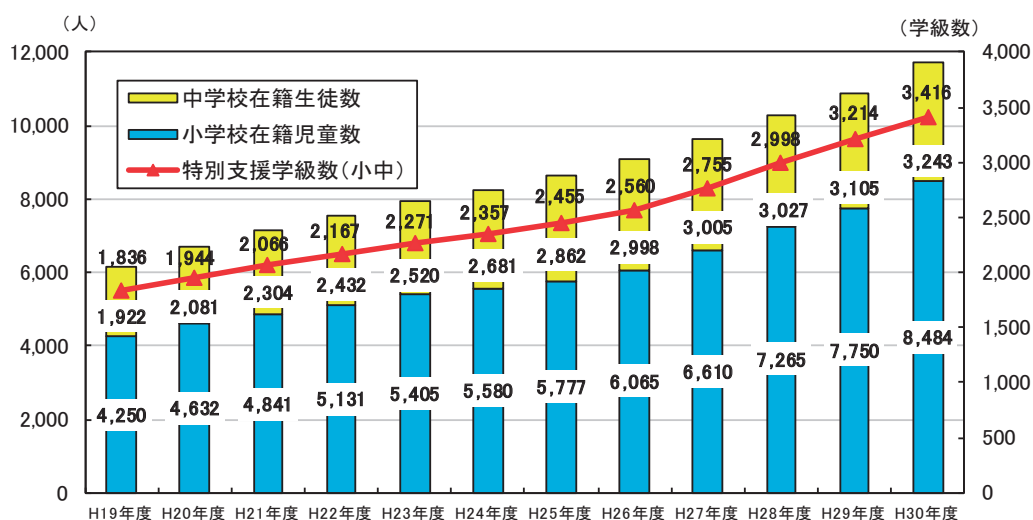
### 1 校（園）内支援体制の充実

#### これまでの取組

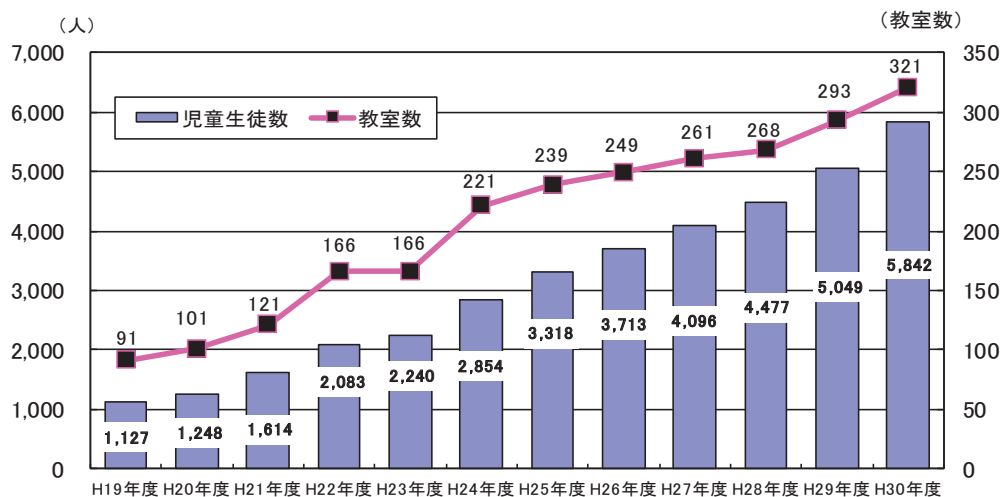
校（園）内支援体制の充実において、特別支援教育コーディネーター<sup>1</sup>が果たす役割が重要であるため、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施し、専門性の向上を図りました。研修によって、校（園）内での支援体制の構築に寄与しています。

また、下のグラフのとおり、障害のある児童生徒の増加や障害の多様化等により、特別支援教育コーディネーターの役割は、さらに大きくなっています。

<特別支援学級 学級数・在籍児童生徒数の推移> (特別支援学級設置状況等調査)  
※名古屋市を含む、私立を除く



<通級指導教室 学級数・在籍児童生徒数の推移> (通級指導教室設置状況等調査)  
※名古屋市を含む、私立を除く



<sup>1</sup> 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員

**課題**

- 特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する校内委員会の設置、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成等、これまで整備された公立学校の校内支援体制を有効に活用し、幼児児童生徒の支援・指導をさらに充実させることが重要です。

**推進方策**

(1) 校内研修の推進や保護者に対する理解啓発、専門家チームや医療、福祉その他の関係機関との連携など、それぞれの公立の幼稚園・保育所等<sup>2</sup>、小中学校の実情に合わせた校内（園）支援体制のさらなる充実に努めます。

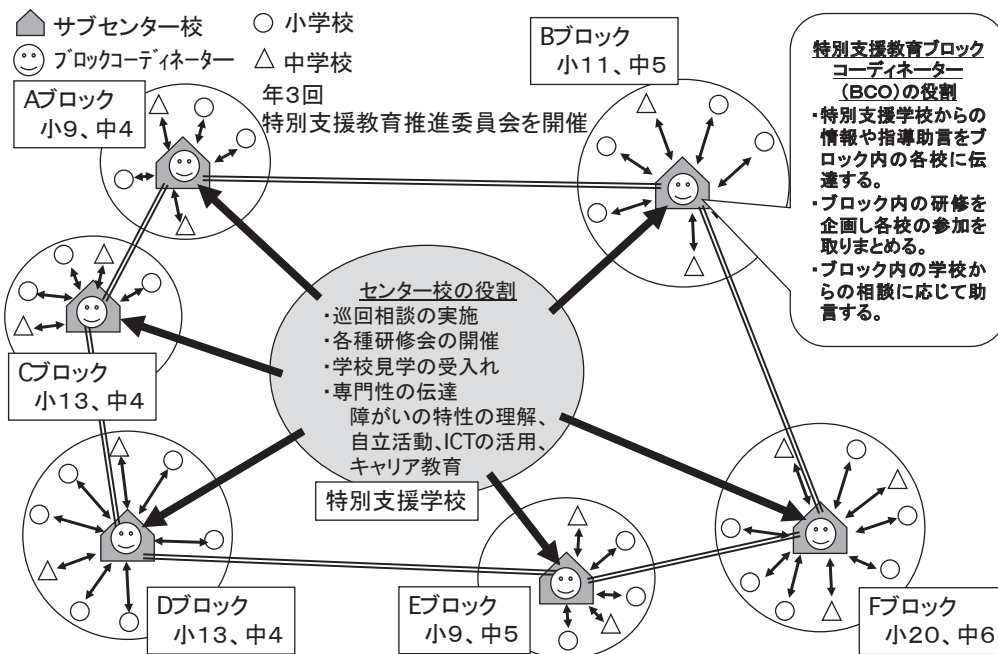
- \* 一人の幼児児童生徒を複数の教員で支援・指導できるよう、校内研修の実施、ケース会議の開催等、特別支援教育コーディネーターを中心とした公立学校の校（園）内支援体制の効果的な活用を進めます。
- \* 各研修会等を通して、愛知県教育委員会が発行する「小・中学校における特別支援教育校内支援体制作りガイドブック」の内容を周知するとともに、特別支援学級等を設置している公立学校への訪問等において校内支援体制の実態を把握し、効果的な運用について愛知県教育委員会から学校への指導・助言を行います。
- \* 特別支援教育コーディネーターの複数指名による公立学校の校内支援体制作りを推進し、各幼稚園・保育所等、小中学校におけるノウハウの継続や資質の維持を図ります。**新規**<sup>3</sup>
- \* リーダーとなる教員を中心として、学校間や医療、福祉、その他の関係機関との連携を密にし、地域における特別支援教育の体制整備を進めます。
- \* 愛知県特別支援教育連携協議会を中心に、関係機関との連携を図り、市町村特別支援教育連携協議会とのつながりの強化に取り組みます。

<sup>2</sup> 幼稚園・保育所等：認定こども園を含む。

<sup>3</sup> **新規**：第2期愛知県特別支援教育推進計画からの新規の方策

- \* 校内支援体制の充実と効果的な活用に向けて、特別支援学校による研修会や連絡協議会の開催、学校間の連絡体制の確立等、先進地区のモデルを示しながら各市町村における特別支援教育に関わる支援体制の強化に取り組みます。 **新規**

### ブロックサポート体制(豊田市全小中学校103校)



<豊田市・ブロックサポート体制のモデル図>

- (2) 学習指導要領の内容を踏まえて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導に取り組みます。

- \* 個別の教育支援計画及び個別の指導計画に、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた支援・指導の工夫を明記するよう働きかけます。

- \* 特別の教育課程を編成する際、小学校6年間、中学校3年間を見通した教育課程の編成がなされるよう、各種研修等を通して指導・助言を行います。 **新規**

- (3) 幼児児童生徒の障害の状態に応じた特別支援教育など、公立学校と私立学校に共通する教育課題について、公私共に協議を行う体制作りを検討していきます。

- (4) 特別な支援を必要とする園児が就園する私立幼稚園の教育内容の充実を支援します。

- (5) 特別な支援を必要とする児童生徒への学習・生活・進学・就職等をサポートする私立小学校、中学校を支援します。

## 2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上と活用

## これまでの取組

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成状況の把握に努めています。また、教育事務所や市町村の特別支援教育担当指導主事の会議等を始め、各研修、学校訪問等で作成及び活用の必要性について呼びかけています。

## ＜個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成状況＞ (単位：%)

項目		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
支援計画 個別の教育	幼稚園	90.9	92.6	94.6	87.5	86.2	
	小学校	特別支援学級	97.6	98.9	97.4	98.2	98.7
		通常の学級	77.6	79.4	80.1	84.8	81.8
	中学校	特別支援学級	97.1	98.6	97.3	97.0	98.3
		通常の学級	68.0	72.3	73.0	75.3	75.9
個別の指導計画	幼稚園	98.4	94.1	96.6	100.0	98.3	
	小学校	特別支援学級	99.4	99.7	99.1	98.6	99.7
		通常の学級	78.4	80.5	78.3	82.8	81.0
	中学校	特別支援学級	99.3	99.0	99.0	98.0	98.7
		通常の学級	70.0	68.3	70.1	72.9	72.8

(特別支援教育に関する調査) 文部科学省 ※名古屋市・私立を除く

特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒については、学習指導要領の改訂により、平成30年度から個別の教育支援計画等を作成することとされています。

愛知県教育委員会特別支援教育課Webページに個別の教育支援計画等の様式を掲載し、合理的配慮についても記載できるようにしています。また、毎年2月に、「個別の教育支援計画等の作成及び高等学校等への引継ぎについて(依頼)」を发出し、支援情報の引継ぎの周知を図っています。中学校から高等学校等への支援情報の引継ぎ件数は年々増加しています。

## ＜支援情報の引継ぎ件数＞ (単位：上段 件、下段 %)

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
公立中学校→高等学校等	519	560	658	730	761
	44.1	51.4	60.3	41.4	42.0

(愛知県教育委員会調査) ※名古屋市立中学校を除く

## 課題

- 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率の向上を図り、適切な活用を推進する必要があります。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保護者に対し、支援情報の共有や引継ぎの必要性を伝え、計画の作成・活用に対する理解を得ることが必要です。

## 推進方策

(1) 平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領に基づき、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成します。

また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成状況に関する調査を実施し、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒の計画作成について、引き続き促進していきます。

さらに、個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな支援・指導を行う上で重要なツールであるという教員の認識を高めるとともに、作成の必要性を保護者に伝え、積極的な参画を促します。

- \* 公立の幼稚園・保育所等、小中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒についても、個別の教育支援計画及び個別の指導計画のツールとしての有効性を伝え、保護者の理解を得て作成します。
- \* 個別の教育支援計画の作成や引継ぎに対する保護者の理解を深められるよう、保護者向けリーフレットを新たに作成し、教育相談等で積極的に活用します。**新規**
- \* 幼児児童生徒の教育的ニーズを的確に把握するためには、保護者の理解と協力が大切になります。愛知県教育委員会が発行する「小・中学校『個別の教育支援計画』作成ガイドブック」の内容を教員に周知して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に保護者がより主体的に関われるよう働きかけます。

(2) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援情報について、進学先や進路先へ確実に引き継ぐことができるよう、幼稚園・保育所等、小中学校と関係機関との連携を強化します。また、支援情報の引継ぎに関するリーフレット等を幅広く紹介して、保護者と共に途切れのない支援の充実に努めます。

- \* 愛知県教育委員会が発行する特別支援教育啓発リーフレット「一人一人が輝くために」等の資料を活用して、保護者の特別支援教育への理解を深め、学校と家庭がよりよい連携が図られるよう、引き続き啓発していきます。
- \* 愛知県特別支援教育連携協議会等の会議において、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携の在り方について協議します。また、スムーズな連携のためのツールとして、個別の教育支援計画や個別の指導計画の有効活用を推進します。



〈特別支援教育啓発  
リーフレット〉

\* 地域の幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校等の連携を密にして、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の情報を共有する方法について工夫をします。例えば、公立小学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園・保育所等に出向き、特別な支援を必要とする幼児の様子を観察する等、就学に向けた確実な情報収集を学校に働きかけます。

(3) 中学校から高等学校等への支援情報の引継ぎが円滑に行われるよう、拠点校を中心に研究を推進し、その成果を広げることで中学校から高等学校等への個別の教育支援計画の引継ぎ率を向上させます。

\* 特別支援教育推進モデル事業「中高連携特別支援教育推進校研究」における成果と課題を分析・整理し、時期や方法等、中学校から高等学校等への効果的な個別の教育支援計画等の引継ぎについて明らかにするなど、研究の成果を市町村教育委員会や高等学校等に還元します。

\* 愛知県教育委員会が発行するリーフレット「未来の扉を開こう」等を活用し、中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒一人一人の実態に合わせた進路指導を進めるとともに、本人・保護者の同意のもと、高等学校等への個別の教育支援計画等の引継ぎを、確実に行います。



〈特別な支援を必要とする中学生の進路指導リーフレット〉

### 3 適切な教育支援の推進

#### これまでの取組

平成27年3月に、子どもの発達に応じた「学びの場」を決める際の参考にするためのリーフレット「自分らしい生き方の実現に向けて」を新たに作るとともに、これまでの「障害児就学指導の手引」を改訂した「教育支援の手引」を作成し、特別支援教育課Webページに掲載することで周知と活用について働きかけました。これにより各市町村での就学支援に対する理解が深まっています。

愛知県障害者差別解消推進条例の施行に合わせ、平成28年1月に、「特別支援教育の推進～障害者の権利に関する条約への対応～」を作成し、教育事務所や市町村の特別支援教育担当指導主事の会議等において、周知を図りました。

#### 課題

○ 平成25年9月の学校教育法施行令の一部を改正する政令について、引き続き機会を捉えて伝達、周知に努める等、教育支援に関する理解を深めることが必要です。

## 推進方策

(1) 「就学先を決定する仕組みの改正」を始めとした学校教育法施行令の一部改正（平成25年9月1日施行）の内容について、教員への周知を徹底します。

＊ 教育事務所や市町村の特別支援教育担当指導主事の会議等において、「教育支援の手引」等を活用し、「学校教育法施行令の一部改正」の内容や適切な教育支援の在り方について引き続き周知し、徹底を図ります。

(2) 早期教育相談事業や体験入学推進事業等を推進し、早期からの支援体制、教育相談体制の一層の充実に努めます。

＊ 特別な支援を必要とする乳幼児やその保護者に対して、子どもの発達段階や障害に配慮した療育の在り方、遊び方の工夫等について必要な支援・助言を行うよう、早期からの教育相談の充実に努めます。

＊ 各地域の幼稚園・保育所等と小学校における教育相談体制や連携の実態について調査、集約し、先進地区の取組を県内全域に情報発信します。

## 4 特別支援学校との連携の強化

### これまでの取組

肢体不自由児スクールクラスターモデル事業（平成24年度から平成28年度まで）において、交流及び共同学習に関わる指導体制の条件整備や効果的な学習支援の在り方について充実に努めることで、児童生徒が障害を理解する場となり、教員の指導力の向上につながることができました。

また、平成29年度から豊橋市と碧南市において肢体不自由教育充実強化モデル事業を実施し、肢体不自由特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の機会拡充を図ることにより、地域における肢体不自由教育の充実に努めています。

### 課題

○ 弱視特別支援学級及び通常の学級に在籍する視覚障害のある児童生徒が増加しており、視覚障害教育において、より専門的な支援・指導が地域の小中学校でも行うことができるよう、研究を推進する必要があります。

○ 特別支援学校と小中学校が連携し、より一層の連携に努めることが必要です。



**推進方策**

- (1) 視覚障害教育における小中学校と特別支援学校とのよりよい連携の在り方について明らかにする新規モデル事業を実施します。**新規**
- (2) 肢体不自由教育充実強化モデル事業を引き続き推進し、その成果を市町村教育委員会及び各学校に周知することで、各地区における肢体不自由教育の充実を図ります。

## 5 関係機関によるネットワークの形成

**これまでの取組**

各市町村で実施されている特別支援教育連携協議会の成果等を市町村特別支援教育担当者資質向上研修等において情報提供することで、未設置の市町村教育委員会へ特別支援教育連携協議会の設置について啓発を図りました。

計画策定時の平成25年度に20市町村で設置されていた特別支援教育連携協議会は、平成30年度には26市町村になっています。

現在、特別支援教育連携協議会の名称では開催していない市町村もありますが、関係部局との連携・共催、又は他の特別支援教育関連会議での対応を含め、全市町村で同等の会議等が設置されています。

**課題**

- 地域における教育、医療、福祉、労働等の関係機関のネットワークの強化に向けて、愛知県特別支援教育連携協議会の協議内容や今後の課題を集約し、市町村教育委員会に情報発信する等、効果的な支援に取り組む必要があります。

**推進方策**

- (1) 「トライアングル」プロジェクト<sup>4</sup>を踏まえ、教育、医療、福祉、労働等が一体となって一貫した支援を行えるよう、各市町村教育委員会に働きかけ、幼稚園・保育所等から就学への移行支援及び中学校から高等学校等への移行支援を円滑に行うためのネットワーク作りを進めます。
  - \* 愛知県特別支援教育連携協議会の議題や取組について検討し、市町村における幼稚園・保育所等、学校、家庭、地域、関係機関の連携強化の図り方を提言します。
  - \* 市町村特別支援教育連携協議会の実態について調査、集約し、市町村の特色ある取組を県内全域に発信することにより、各地域のネットワーク作りを推進します。

<sup>4</sup> 「トライアングル」プロジェクト：家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、文部科学省と厚生労働省が発足させたプロジェクト

### 3 高等学校等

#### 1 校内支援体制の充実

##### これまでの取組

特別支援教育コーディネーターを中心に、スクールカウンセラー<sup>1</sup> やスクールソーシャルワーカー<sup>2</sup> 及び関係機関との連携強化に努めるなど、校内支援体制作りを進めています。

愛知県教育委員会は、障害等により特別な支援を必要とする生徒が在籍する県立学校からの相談を受け、必要に応じて特別支援教育支援員の配置や環境整備に努めました。平成 30 年度は県立高等学校 5 校（H30. 5. 1 現在）に特別支援教育支援員を配置しています。

##### 課題

- 特別支援教育コーディネーター等を中心とした学校全体の取組として、高等学校等における特別支援教育を充実させることが必要です。
- 平成 30 年度から県立高等学校における通級による指導の制度化への対応を進めるとともに、改めて「合理的配慮」や「基礎的環境整備」といった視点を一層重視し、校内の支援体制の構築や個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく年間学習指導計画の作成等、生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を進めることが重要です。

##### 推進方策

(1) 特別な支援を必要とする生徒の指導内容・方法等の理解が、全ての教員に定着するよう、授業改善や教員の指導力の向上を図り、特別支援教育コーディネーター等を中心とした校内全体での支援体制の整備及び必要な取組を促進します。

\* 県立高等学校において、特別支援教育コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始めとした関係機関との連携強化に努めるなど、校内支援体制の充実を図ります。

\* 県立高等学校において、特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育に関する指導・助言を得ることで、校内における特別な支援を必要とする生徒への適切な支援・指導に努めます。

<sup>1</sup> スクールカウンセラー：児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医の他、日本学校教育相談学会が認定する学校カウンセラー、一般社団法人日本教育心理学会が認定する学校心理士、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士などがある。

<sup>2</sup> スクールソーシャルワーカー：児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などが就くことが多い。（専門資格はなく、教職や福祉の経験者になる場合もある。）子どもやその家庭に働きかけるだけでなく、医療機関や児童相談所、福祉事務所、警察等と連携して問題を解決に導く点に特徴がある。（学校で児童生徒の問題解決を支援する職種としては、他にスクールカウンセラーがあるが、これは心理学的なカウンセリングによって問題解決を図るものであり、スクールソーシャルワーカーとは児童生徒への支援のアプローチが大きく異なっている。）

\* 県立高等学校において、ユニバーサルデザイン<sup>3</sup>の視点を取り入れた授業に取り組むとともに、個に応じたきめ細かな支援・指導の充実を図るなど、全ての生徒にとってわかりやすい授業作りをさらに推進します。**新規**

\* 県立高等学校に通う病気や障害のある生徒に対し、学校からの相談を受けて学習上・生活上の支援を行う特別支援教育支援員の配置の充実を図るよう努めます。

\* 中学校及び県立高等学校における通級による指導のニーズを把握し、地域バランスや全日制・定時制等の課程の違い等を考慮しながら、他校通級<sup>4</sup>の導入を含めて実施を検討します。**新規**

(2) 特別な支援を必要とする生徒への学習・生活・進学・就職等をサポートする私立高等学校を支援します。

## 2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上と活用

### これまでの取組

愛知県教育委員会では、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成状況や引継ぎ状況を毎年検証し、中学校からの支援情報の引継ぎが円滑に行われるよう、各高等学校に対し、中学校や保護者との連携を促しました。

高等学校では、本人・保護者から提出された個別の教育支援計画や個別の指導計画を踏まえて、特別な支援を必要とする生徒について共通理解を図るなど、個別の指導計画等を作成、活用し、校内における生徒の適切な支援・指導を実施してきました。

また、保護者から申し出のあった特別な支援を必要とする生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努めています。

#### <個別の教育支援計画及び個別の指導計画 作成生徒数の推移（県立）>（単位：人）

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
個別の教育支援計画	13	42	46	74
個別の指導計画	198	325	458	563

（特別支援教育に関する調査）文部科学省

<sup>3</sup> ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、全ての人にとって利用しやすい環境を作る（デザインする）こと

<sup>4</sup> 他校通級：児童生徒が通級による指導を受ける際、通級指導教室が設置されている他の学校に通い指導を受けること

## 課題

- 学級編制や学習指導、生徒指導等をより有効に進めるために、特別な支援を必要とする生徒の個別の教育支援計画を始めとする支援の情報を中学校から早期に引き継ぐとともに、保護者と情報を共有することが重要です。
- 中学校と連携して、支援情報の共有や引継ぎの必要性を伝えるなど、計画の作成・活用に対する保護者の理解を得ることが必要です。
- 引継ぎ方法の統一を図る等、中学校までの支援情報を確実に引き継ぐ体制作りが必要です。
- 特別な支援を必要とする生徒に対して一貫した支援・指導を行うためには、中学校から引き継いだ支援情報をもとに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することが必要です。

## 推進方策

- (1) 特別な支援を必要とする生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成状況や引継ぎ状況の調査を行うとともに、その有効性を周知することで作成率の向上を図ります。
  - \* 愛知県教育委員会は、市町村教育委員会や中学校と連携して、個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式の統一を図る等、中学校までの支援情報を確実に高等学校へ引き継ぐ体制作りを進めます。
  - \* 中学校と連携し、支援情報の共有や引継ぎの必要性について保護者への啓発を進めます。
- (2) 中学校から引き継いだ個別の教育支援計画や個別の指導計画を踏まえて、特別な支援を必要とする生徒の個別の指導計画等を確実に作成し、適切な支援・指導に活用します。
  - \* 保護者から申し出のあった特別な支援を必要とする生徒について、その全ての生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成します。
  - \* 特別支援教育推進モデル事業「中高連携特別支援教育推進校研究」における成果と課題を分析・整理し、時期や方法、中学校から高等学校等への効果的な個別の教育支援計画等の引継ぎについて明らかにするなど、研究の成果を市町村教育委員会や高等学校等に還元します（P. 11 参照）。

### 3 特別支援学校との連携の強化

#### これまでの取組

県立高等学校では、特別支援学校と授業や行事等を通じた交流及び共同学習を行い、双方の生徒同士の関わりを深めています。こうした活動は、生徒の豊かな人間性の育成につながるだけでなく、教員が適切な支援について考えるよい機会となっています。平成29年度には、高等学校33校（全体の約21%）と特別支援学校24校（全体の約71%）が、行事や部活動等を通じた交流及び共同学習を実施しています。

昭和48年から始まった愛知工業高等学校（現在の愛知総合工科高等学校）と名古屋豊学校との間で行う連携教育では、名古屋豊学校の生徒が、高等学校で旋盤や溶接等を学習したり、両校の生徒が協同で学校行事や部活動に取り組んだりしています。また、平成26年度から29年度まで、専門高校と高等特別支援学校（瀬戸窯業高等学校と春日井高等特別支援学校、猿投農林高等学校と豊田高等特別支援学校）において交流及び共同学習に取り組みました。こうした専門高校の施設設備を活用した実習を始めとした連携教育を通じて、互いの理解を深めながら職業教育の充実を図っています。

さらに、豊橋特別支援学校山嶺教室が併設された田口高等学校では、体育大会、文化祭、避難訓練等の学校行事を合同で実施するなど、積極的な交流が行われ、生徒相互の理解、山嶺教室の生徒に対する田口高等学校教員の理解が進みました。

#### 課題

- ノーマライゼーション<sup>5</sup>の理念の実現に向け、引き続き県立高等学校と特別支援学校における実習等を通じた交流及び共同学習の取組を積極的に進めていくことが望まれます。

#### 推進方策

- (1) ノーマライゼーションの理念の実現に向け、障害のある生徒との実習等を通じた交流及び共同学習を推進し、障害についての理解促進を通して生徒の豊かな人間性を育ていきます。

\* 生徒会活動や部活動などを効果的に活用し、生徒の心に残る交流及び共同学習に積極的に取り組み、県立高等学校と特別支援学校のどちらの生徒にとっても、豊かな人間性を育み、多様性を尊重する心の育成につながる活動となるよう工夫します。

#### <参考> 県立高等学校における取組

「県立高等学校教育推進基本計画」（平成27年3月）及び「県立高等学校教育推進実施計画（第1期）」（平成28年2月）の中でも、「高等学校における特別支援教育の充実」として、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援・指導を行うことを述べています。

- ◇ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用の促進
- ◇ 校内における特別支援教育の中心的役割を果たす教員の育成
- ◇ 全ての教員が特別支援教育を理解して基礎的な支援ができる研修の充実

<sup>5</sup> ノーマライゼーション：障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すこと


## 4 特別支援学校

### 1 障害の重度・重複化、多様化への対応

#### これまでの取組

平成 27 年度から、聾学校高等部に重複障害学級を新設しました。盲学校、聾学校及び肢体不自由特別支援学校においては、中学部 3 年時に重複障害学級に在籍した生徒全員が、高等部入学後も重複障害学級に在籍できるようにしました。これにより、盲学校、聾学校及び肢体不自由特別支援学校の高等部において、以下のとおり重複障害学級数が増加しました。

#### 〈高等部における重複障害学級数〉

	盲学校	聾学校	肢体不自由特別支援学校
平成 26 年度	3学級	0学級	37学級
			
平成 30 年度	6学級	8学級	75学級

#### 課題

- 特別支援学校では障害の重度・重複化、多様化への対応、児童生徒一人一人の障害の状態に応じた支援・指導が不可欠です。そのため、児童生徒の実態に基づいた重複障害学級を設置することや短期間の入院をする児童生徒へのきめ細かな学習支援が必要です。

#### 推進方策

(1) 児童生徒の実態に基づいた重複障害学級の適正な配置を行います。

- \* 知的障害特別支援学校において、中学部 3 年時に重複障害学級に在籍した生徒全員が、高等部に進学しても、引き続き重複障害学級に在籍できるよう努めます。

#### 新規

- \* 盲学校、聾学校、肢体不自由特別支援学校、病弱特別支援学校は、引き続き児童生徒の実態に基づき、重複障害学級を適正に設置します。

(2) 病弱特別支援学校において、短期間入院や入退院を繰り返す児童生徒に対して、手続の簡略化を図るなど、途切れることのない学習支援を行います。新規

## 2 地域における教育的資源の有効的な活用の促進

### これまでの取組

地域における肢体不自由教育の在り方を研究する中で、交流及び共同学習に関わる条件整備や効果的な支援の在り方、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解の促進を図りました。

小中学校と特別支援学校の教育的資源を効果的に組み合わせることを目指した取組により、地域における肢体不自由教育の充実を図ることができました。

### 課題

○ 平成24年度から28年度まで実施した肢体不自由児スクールクラスターモデル事業及び平成29年度から実施している肢体不自由教育充実強化モデル事業で得られた成果や課題をもとに、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級等の様々な地域の教育的資源を組み合わせ、児童生徒一人一人の障害の状態や特性に応じて有効な教育的効果を上げていくことが重要です。

### 推進方策

(1) 引き続き全ての特別支援学校において交流及び共同学習(学校間交流、居住地校交流)を推進するとともに、地域の教育的資源を効率的に活用できる体制の充実を図ります。

\* モデル事業での成果や課題を整理し、取組の内容や指導方法等を様々な学級での学習や生活に活用できるよう、全ての小中学校及び特別支援学校に情報を発信します。

\* 小中学校の特別支援学級(弱視学級、難聴学級、知的障害学級、肢体不自由学級)に在籍し、自立活動等の専門的な教育を希望する児童生徒に対して、特別支援学校でスクーリングを行います。**新規**

## 3 医療的ケアの充実

### これまでの取組

#### 看護師の増員

32名(平成25年度) ⇒ 62名(平成30年度)

- ・ 平成25年度における非常勤看護師の配置は32名
- ・ 平成26年度から肢体不自由特別支援学校7校に常勤看護師を各1名配置  
平成26年度から非常勤看護師を1名増員
- ・ 平成28年度から非常勤看護師を13名増員
- ・ 平成29年度から非常勤看護師を5名増員
- ・ 平成30年度から非常勤看護師を4名増員

医療的ケアが必要な児童生徒の増加とともに、看護師を計画的に増員してきました。

## 課題

- 本県では、人工呼吸器の管理など、高度な医療的ケアにも対応できるよう、専門的な知識や技能をもった看護師を配置しています。教員による医療的ケアは行っていないが、安全・安心な医療的ケアを実施していくためには、教員と看護師との連携・協働が不可欠であり、教員も医療に関する最新の知識を学ぶ必要があります。
- 医療の進歩によって医療的ケアの内容はより複雑化・多様化・高度化しており、看護師の知識や技能の向上、看護師の確保と適正配置が課題となっています。
- 校外での体験的な学習活動においても、看護師による医療的ケアの必要性は高まっています。

## 推進方策

- (1) 看護師による医療的ケア実施体制の充実を図ります。
  - \* 増加する児童生徒数に応じた看護師の増員等により、複雑化・多様化・高度化する医療的ケアに対応するとともに、適切な医療的ケアが実施できるようにします。
  - \* 看護師の校外学習等への付き添いについて検討します。
- (2) 医療的ケアが必要な児童生徒に関わる教員等への専門性向上のための研修を充実させます。
  - \* 最新の医療に関する知識等を学ぶために、医療的ケアに関する研修（担当教員、保健主事、医療的ケアコーディネーター<sup>1</sup>、養護教諭、看護師等）の充実を図ります。

<sup>1</sup> 医療的ケアコーディネーター：校内における医療的ケアの安全・安心な実施に向けて、保護者や担任、副担任、看護師、養護教諭、管理職等の関係者の連携を推進し、連絡・調整を行う教員。各学校において任命している。



## 4 外国人等語学支援の必要な幼児児童生徒への対応

## これまでの取組

国際化の進展により県内全体で、日本語を日常的に使用しない外国人等語学支援の必要な幼児児童生徒が増加しています。特別支援学校においても、語学支援の必要な幼児児童生徒や通訳の必要な保護者が増加していますが、語学支援員は配置されておらず、緊急時には高等学校の語学支援員を活用しています。

## 課題

## ＜語学支援が必要な環境にある幼児児童生徒数及び語学支援に必要な時間数＞

(単位：人、時間)

項目		ポルトガル語	フィリピン語 タガログ語	スペイン語	中国語	その他	計
対象幼児 児童生徒数	H27年度	49	10	18	5	5	87
	H28年度	57	14	16	1	9	97
	H29年度	70	15	13	2	6	106
必要時間数	H27年度	915	205	475	164	190	1,949
	H28年度	1,381	449	274	30	350	2,484
	H29年度	4,381	391	362	40	112	5,286

(県立特別支援学校に対する調査 各年度5月1日現在)

- 特別支援学校では、日常的に保護者との連絡や連携が欠かせないことから、保護者への通訳・翻訳も重要な課題となっています。
- ポルトガル語やフィリピン語、スペイン語など、教員が支援を行うことが困難なケースも増えてきています。こうした状況に障害が重なることにより、さらに語学支援が必要な状況が生じています。

## 推進方策

### (1) 外国人等語学支援の必要な幼児児童生徒への支援体制の充実を図ります。 新規

- \* 特別支援学校への語学支援員の配置や小型通訳機の配備に努め、幼児児童生徒、保護者、教員への支援を行います。
- \* 語学支援員等による通訳を通して、保護者と十分にコミュニケーションをとり、保護者の思い等を個別の教育支援計画にしっかりと反映できるようにします。
- \* 外国人等語学支援の必要な幼児児童生徒の保護者に対する情報提供の方法について検討します。



施設内教育学級における授業場面  
(病弱特別支援学校)

## 5 児童生徒への心のケア

## これまでの取組

特別支援学校においても、心の問題とともに家庭環境等、複雑な背景を抱える児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、問題の解決に向けた支援が必要です。特別支援学校においては、スクールカウンセラーは配置されておらず、緊急時には、愛知県総合教育センターのスーパーバイザーを活用しています。

## 課題

- 近年、いじめの増加や不登校児童生徒等、児童生徒の心に関わる様々な問題が生じています。こうした児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止めるためには、外部の臨床心理や福祉の専門家を積極的に活用して、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る必要があります。
- こうした状況に加え、特別支援学校には、障害に起因する悩みを抱える児童生徒、人間関係や生活環境の困難さから自分の将来に不安を抱える児童生徒が多数在籍しているため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の必要性が高まっています。
- 小中学校、高等学校においては、既にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されており、特別支援学校への配置が望まれます。

＜心のケアが必要な児童生徒数と必要な相談時間数＞ (単位：人、時間)

項目	H27年度	H28年度	H29年度
必要人数	224	161	192
必要相談時間数	922	956	923

(県立特別支援学校に対する調査 各年度5月1日現在)

- 心のケアが必要な児童生徒との相談を行う場合、相談者とは利害関係が存在しない「第三者性」、「外部性」を有する臨床心理士や社会福祉士等の専門家をカウンセラーとすることで、より問題に迫り、児童生徒の心に寄り添うことができます。

## 推進方策

- (1) 専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を活用して、児童生徒の心のケア支援体制の充実を図ります。 **新規**

\* 各地区の拠点となる特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、巡回して支援できるよう努めます。

## 6 専門的知識を持った人材の活用

### 現状

- 特別支援学校においては、障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、これらの児童生徒が自立と社会参加をしていくためには、特別支援学校に蓄積されたノウハウだけでなく、医療、療育の分野や訓練法などに高い専門的知識をもつ人材や外部の専門家、関係機関と密接に連携を図り、指導内容・方法を改善する必要があります。
- 家庭においても、歩行訓練士、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）等の専門家を活用する場合があります。保護者からは特別支援学校における自立活動の時間においても、外部専門家による、より専門性の高い支援を求める要望が強くなっています。

### 課題

- 特別支援学校の教員等が、専門的な知識や技能をさらに高めるためには、専門的知識を持った人材や外部の専門家、関係機関と連携を図り、常に最新の知識や技能を得ながら教育を行うことが必要です。

### 推進方策

- (1) 専門的知識を持った人材を特別支援学校に配置することを検討し、学校全体の専門性を高め、指導内容・方法の改善を図ります。**新規**

\* 歩行訓練士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の特別支援学校への配置を検討します。

- (2) 外部専門家との連携により、教員等の専門性を高め、指導や支援の充実を図ります。

### 新規

\* 外部専門家を講師として活用する校内外の研修を推進します。



盲学校における自立活動の授業場面